

「地域力倶楽部」運営規約

2007年5月

地域力共創推進コンソーシアム

代表 黒沼 貞志

地域力倶楽部プロジェクトマネージャー 菅野 美奈子

第1条 (名称)

この倶楽部は「地域力倶楽部」と称する。

第2条 (事務所)

この倶楽部の主たる住所を地域力共創推進コンソーシアムの構成組織「有限責任事業組合 (LLP) 山形ふるさと企画舎」(山形市)に置く。

第3条 (目的)

この倶楽部は地域力共創推進コンソーシアム (有限責任事業組合山形ふるさと企画舎、AISOHO 企業組合、蔵 オビハチ「灯蔵」、山形コミュニティ放送株式会社で構成) が実施する下記の事業の一つであり、他の事業と共にその目的を以下のように定める。

- (1) 「One Coin 地域力 カフェ」開催事業: Face To Face のコミュニケーション
- (2) 「YAMAGATA 地域力 ステーション」運営事業: 放送メディアを通じてのコミュニケーション
- (3) 「地域力倶楽部」の運営事業: インターネットを通じてのコミュニケーション
- (4) その他

第4条 (事業)

当「地域力倶楽部」が扱う主事業は次のようなものとする。

- (1) 地域カブログ: 山形県民活動推進室のHP「ボランティア・NPO情報ページ」のブログコーナー使用の『情報発信ツール』として多くの人に情報発信
- (2) 地域力倶楽部コミュニティ: 倶楽部会員限定の双方向サイト(まじゃ~れLNSの「コミュニティ」を利用)の運営

また、地域力共創推進コンソーシアムが運営・推進する関連事業への倶楽部会員、賛助会員の参画については規約第8条に規定する。

当「地域力倶楽部」を含めた3事業の概要は別紙3事業共通チラシを参照のこと。

第5条 (事業運営者)

本倶楽部は地域力共創推進コンソーシアムの中で主として AISOHO 企業組合が執行責任者として運営するが、コンソーシアム運営会議の管理下で実施するものとする。

第6条 (倶楽部会員)

本倶楽部は会員及び賛助会員をもって構成する。

会員は本倶楽部の目的に賛同する個人とする。

賛助会員は本倶楽部の目的に賛同する法人・団体・機関とする。

第7条 (会費)

会員: 1,000円/年

賛助会員: 1口 5,000円/年 1口以上

第8条 (会員の特典)

会員:

【地域力倶楽部コミュニティ】の利用(会員のみ)

【One Coin 地域力 カフェ】での事業・商品などの紹介資料配布

【YAMAGATA 地域力 ステーション】への出演)

賛助会員:

【地域力倶楽部コミュニティ】の利用(会員のみ)

【One Coin 地域力 カフェ】での事業・商品紹介資料の配布

【YAMAGATA 地域力 ステーション】への出演(1回/年)&提供法人・団体・機関名の紹介@番組

第9条 (附則)

本会則は平成18年10月25日より施行する。

但し、第4条に記載する事業のうち(2)の本格運用は平成19年度からとし、会員の募集は施行日より予約開始するが会費の納入は平成19年度からとする。

会費の納入方法は別紙会員募集要項に規定する。

以上